

# 東日本大震災農業災害復興資金利子補給金交付要綱

平成23年4月11日制定

平成24年4月1日一部改正

平成28年3月1日一部改正

[農林部農業政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災の影響等による農業用施設の被災、農畜産物の出荷停止、風評被害等により収入が減少し、深刻な影響を受けている市内に住所を有する農畜業者又は市内に所在する農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人（以下「農業者等」という。）に対し、福島さくら農業協同組合（旧郡山市農業協同組合。（平成28年3月1日付け合併により名称変更。）以下「農協」という。）が経営安定のための資金（以下「東日本大震災農業災害復興資金」という。）を貸し付ける場合に、農協に対し、予算の範囲内において東日本大震災農業災害復興資金に係る利子の補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象資金)

第2条 利子補給金の交付の対象となる資金は、農協が農業者等に貸し付ける東日本大震災農業災害復興資金であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該資金の貸付けの申込時に納期が到来している市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税）を完納している者に対する貸付けであること。
- (2) 東日本大震災の影響等による収入減少額及び農業用施設の復旧に必要な経費の額を限度とした貸付額で、貸付けの限度額が、個人にあっては300万円以内、法人にあっては500万円以内であること。
- (3) 償還期間が8年以内であり、据置期間が2年以内であること。

(利子補給率及び利子補給金の額)

第3条 利子補給率は、別表のとおりとし、毎年度の利子補給金の額は、次の方法により算出した個々の利子額の合計額とする。

$$\text{個々の利子額} = \frac{\text{残元金} \times \text{利子補給率} \times \text{計算期間（日）}}{365 \text{（日）}}$$

- 2 前項の算式の計算期間とは、毎年1月1日から12月31日まで（貸付けを実行した年度においては貸付実行日から12月31日まで）の期間における貸付日数をいう。
- 3 個々の利子額は、前項に規定する計算期間内に残元金の変更があった場合は、計算期間を改めて算出するものとする。
- 4 第1項の算式により利子補給金を算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付承認申請等)

第4条 農協は、東日本大震災農業災害復興資金の貸付けの決定前に東日本大震災農業災害復興資金利子補給金交付承認申請書（第1号様式。以下「交付承認申請書」という。）及び東日本大

震災農業災害復興資金個別貸付調書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 東日本大震災農業災害復興資金事業計画書（第3号様式）
- (2) 市税の納付状況を確認することについての農業者等の同意書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付承認申請書の提出期間は、平成23年4月25日から平成25年4月15日までとする。  
（交付承認決定等）

第5条 市長は、利子補給金の交付承認を決定したときは、東日本大震災農業災害復興資金利子補給金交付承認決定通知書（第4号様式）及び東日本大震災農業災害復興資金利子補給金交付承認決定一覧表（第5号様式）により農協に通知するものとする。

2 市長は、利子補給金の交付を不相当と認めたときは、東日本大震災農業災害復興資金利子補給金交付不承認決定通知書（第6号様式）により農協に通知するものとする。  
（貸付実行報告）

第6条 農協は、農業者等に東日本大震災農業災害復興資金を貸し付けたときは、当該資金の貸付実行日の属する月の翌月10日までに東日本大震災農業災害復興資金貸付実行報告書（第7号様式）により市長に報告しなければならない。

（適正な管理及び調査）

第7条 市長は、利子補給金の交付事務を適切に処理するため、利子補給金の交付承認を決定した場合は、農業者等ごとに東日本大震災農業災害復興資金利子補給金交付対象者管理台帳（第8号様式）を作成するものとする。

2 市長は、利子補給金の交付事務の管理上必要があると認める場合は、農協に利子補給金に関する帳簿、書類等の閲覧又は貸付けの経緯等の報告を求めることができる。  
（交付申請）

第8条 利子補給金の交付を受けようとする市農協は、第3条の規定による利子補給金の額の確定後、規則第4条に規定する補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、毎年1月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 利子補給金の額が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付）

第9条 市長は、交付申請書の提出があったときは、当該交付申請書の内容が、第5条の規定により承認した内容と相違がなく適当であると認めるときは、農協に対し、利子補給金を交付するものとする。

（繰上償還報告）

第10条 農協は、東日本大震災農業災害復興資金の繰上償還が生じたときは、当該繰上償還があった日の属する月の翌月10日までに、東日本大震災農業災害復興資金繰上償還報告書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（利子補給金の返還等）

第11条 市長は、利子補給金の交付を受けた農協又は東日本大震災農業災害復興資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付を一時停止し、若しくは打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
  - (2) 目的外に使用したとき。
  - (3) 農協がその責めに帰すべき事由により、規則又はこの要綱に違反したとき。
- (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

期 間	利子助成率
平成 23 年 4 月 25 日以降平成 24 年 3 月 31 日以前 の貸付金に係る融資分	1.45 %
平成 24 年 4 月 1 日以降平成 25 年 3 月 31 日以前の 貸付金に係る融資分	1.30 %